

# 金融監督の概要

2005年3月

金融庁 監督局

# 目 次

- I. 金融監督に関する基本的考え方
- II. 主な監督事務
- III. 監督上の主な評価項目

# I. 金融監督に関する基本的考え方

## ○ 金融監督の目的

- ・ 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること

## ○ 監督部局の役割

- ・ 我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されており、行政組織上は、前者を主として検査部局が、後者を主として監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが重要
- ・ 監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくこと

## ○ 金融監督に当たっての基本的考え方

### (1) 検査部局との適切な連携の確保

- ・ 監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要

### (2) 金融機関との十分な意思疎通の確保

- ・ 監督部局においては、金融機関からの報告に加え、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要

(つづき)

### (3) 金融機関の自主的な努力の尊重

- ・ 金融監督に当たっては、私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していくという監督当局としての立場を十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する必要

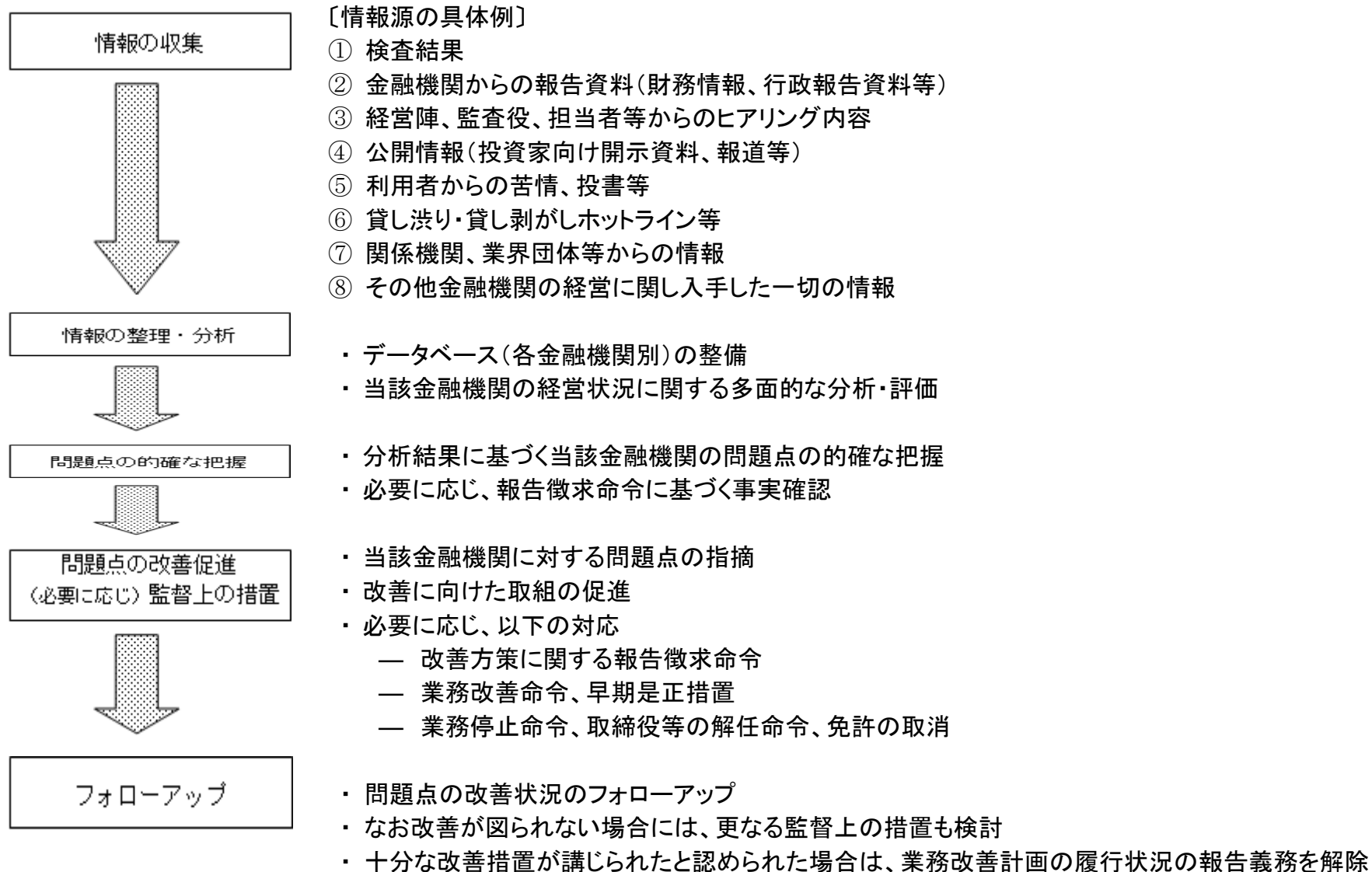
### (4) 効率的・効果的な監督事務の確保

- ・ 金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努力する必要

## II. 主な監督事務

### 1. 監督事務の流れ

#### 一般的な監督事務の流れ



## 2. 検査部局との連携

### (1) 検査部局による立入検査着手前

- ・ 検査着手にあたって、監督部局は、検査班主任検査官に対し、金融機関の現状等について説明

### (2) 検査部局による検査結果通知後

- ・ 検査結果通知書の交付日と同日付けで、金融機関に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他をとりまとめた報告書を提出することを、法第 24 条に基づき徴求
- ・ 上記の報告書の提出を受ける前に、検査部局の担当者から、検査結果通知書の内容、背景について説明を聴取
- ・ 上記の報告書が提出された段階で、金融機関から十分なヒアリング

### (3) 検査・監督連携会議の開催

- ・ 監督部局、検査部局それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために「検査・監督連携会議」を開催

### Ⅲ. 監督上の主な評価項目（「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」）

1. 経営管理

2. 財務の健全性等

3. 業務の適切性

<特に中小・地域金融機関の場合>

4. 地域貢献

5. 中小企業金融の再生の促進



## 1. 経営管理

- 経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要

## 2. 財務の健全性等

### ① 自己資本(早期是正措置)

- 金融機関は、預金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要
- 財務内容の改善が必要な金融機関は、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが必要、当局はそれを補完する役割
- 金融機関の財務の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、金融機関の経営の早期是正を促していく必要

## ② 早期警戒制度

- 自己資本比率による「早期是正措置」の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要
- このため、(イ)収益性、(ロ)信用リスク、(ハ)市場リスク、(ニ)流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置(早期警戒制度)を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促進

### 3. 業務の適切性

#### ① 法令等遵守

- 金融機関の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要

#### ② 事務リスク

- 事務リスク(金融機関の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスク)にかかる内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要

#### ③ システムリスク

- システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び金融機関に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要

#### ④ 顧客保護等

- 金融機関に対しては、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するために十分な体制を整備することを義務付け
  - 顧客への説明態勢及び相談苦情処理態勢の構築
  - 経営相談・支援機能の充実・強化
  - 顧客情報管理、等

#### ⑤ 危機管理体制

- 近年、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など金融機関を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理が益々重要

## <特に中小・地域金融機関の場合>

### 4. 地域貢献

- 地域金融機関の監督に当たっては、その業務が、特定の地域に密着したものである等の特性を踏まえれば、地域貢献のあり方が当該地域金融機関の収益力や財務の健全性に顕著な影響を与える可能性に着目し、必要に応じ監督上の対応に反映させる必要

(※)

- 地域貢献については、本来、私企業である金融機関が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、地域貢献に係る金融機関の取組みについては、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、金融機関の自主性が尊重される必要
- 従って、「地域貢献に対する取組みが不十分であること」のみを理由に監督上の措置が講じられるものではない

### 5. 中小企業金融の再生の促進

- 中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当